

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 鳥取県
 農業委員会名： 鳥取市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	5,400	1,470	-	-	-	6,870
経営耕地面積	3,323	990	721	229	40	-
遊休農地面積	157	32	32	0	0	189
農地台帳面積	6,038	2,600	2,582	18	-	8,638

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	5,677
自給的農家数	2,378
販売農家数	3,299
主業農家数	330
準主業農家数	481
副業的農家数	2,488

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,720
女性	1,482
40代以下	170

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	118
基本構想水準到達者	186
認定新規就農者	14
農業参入法人	1
集落営農経営	13
特定農業団体	0
集落営農組織	13

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

任期満了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	-	4
認定農業者に準ずる者	-	8
女性	-	3
40代以下	-	0
中立委員	-	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	48	48	14

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,870ha	1,492ha	21.71%
課 題	農業従事者の高齢化や不在地主の増加などによる後継者不足、及び農作物の価格下落、特に中山間地域では維持管理費だけでも大きな負担となっており、担い手の育成・確保が困難な状況となっている。効率的・継続的な農業経営を維持していくためには農地の利用集積を推進していくことが必要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1,542ha	1,573ha	31ha	102.01%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地利用最適化推進委員が中心となり、貸し手、借り手の意向等情報収集を行い、農地中間管理機構等と連携し、担い手の紹介・地権者との調整などにより農地集積を促進する。 また、農家相談(11月)、農業委員会だより、市ホームページ等で農地中間管理事業や利用権設定制度等の周知を行い、農地の流動化を推進する。
活動実績	期間満了に伴う利用権設定の更新手続きに伴う通知の発送を年2回(11月、2月)行った。 貸し手、借り手の意向等の情報収集を行い、担い手の紹介・地権者との調整などを通して効率的な利用集積を促進した。また、利用集積を円滑に進めるため、農家相談会(11月4日から11月27日に14カ所で開催、相談人数24人・相談件数30件について、農業委員17名、農地利用最適化推進委員33名が対応)や市ホームページ等で農地中間管理事業や利用権設定制度等を年間を通して周知した。 7月27日には、2期目の改選に伴い農業委員、農地利用最適化推進委員全員を対象とした農業経営基盤強化促進事業・農地中間管理事業法研修会を実施。市農政企画課から担当職員による鳥取市農業委員会研修を行い制度の周知に務めた。 農地利用状況調査の結果に基づき農地利用意向調査を実施した。回答結果は69名(延べ人数)より回答。自ら耕作するとした者:16名、自ら売買・譲渡・貸付先を探すとした者:16名、農地中間管理機構を利用するとした者:33名、その他:12名

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	認定農業者・基本構想到達者の経営面積の減少、特に借入地の減少が多かった。
活動に対する評価	継続的な農業経営を図る上で、担い手等への規模拡大や集積は今後も活動を継続する必要がある。農家相談や利用意向調査などを通じて積極的な集積の促進を行う必要がある。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	7経営体	6経営体	6経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
課題	4.3ha	26.5ha	3.4ha
	新規就農者の確保や農業生産法人等の新規参入を促進するためには、優良な農地等の生産基盤の確保や農地集積を図ることにより効率的な営農と規模拡大が行われるとともに、安定的な収入が確保できるような支援していくことが必要である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況 (②/①×100)
9経営体	1経営体	11%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況 (④/③×100)
4.5ha	0.2ha	4%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	新規参入希望者への相談活動、農地情報を行うとともに、各関係機関と連携し、各補助制度、研修制度に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。
活動実績	実質化された「人・農地プラン」の話し合いに参加。5月15日には河原町散岐地区で農業委員1名、7月29日には福部町高江地区で農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名、8月28日には福部町栗谷地区で農地利用最適化推進委員1名、9月30日には河原町散岐地区で農業委員1名、2月6日には嶋地区で農業委員1名、2月7日には国府町中河原地区で農業委員が1名、2月13日には河原町散岐地区で農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名、3月5日には福部地区で農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名、3月7日には青谷町桑原地区で農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名がそれぞれ参加し、意欲のある農業者の掘り起こしや人材の確保に向けた取り組みを行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	計画どおりの活動を実施したものの、目標に達することが出来なかった。
活動に対する評価	今後も目標数値達成に向けて、先進事例の紹介、集落での話し合いなどに積極的に参加するなど今後も継続的に取り組む必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	6,870ha	186ha	2.71%
課 題	農業の担い手不足、農産物価格の低迷、中山間地や土地条件が悪い等の要因により、遊休農地が増大している。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
20ha	△2ha	△10%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法	88人	8月～11月
農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～3月			
その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		88人	8月～11月	11月～2月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～3月	12月～3月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数: 107 筆	調査数: — 筆	調査数: — 筆	
	調査面積: 10.62ha	調査面積: — ha	調査面積: — ha	
その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	これまで比較的条件的の良い農地を中心に遊休農地を解消してきたが、中山間地域など受け手の少ない農地において遊休化が進んだと考えられる。
活動に対する評価	条件の悪い農地を中心に遊休化が拡大しており、所有者等に対して耕作指導や草刈りなどの農地としての管理指導を行うなど積極的かつ継続的に取り組むことが必要

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
		6,870ha
課 題	農業従事者の高齢化、後継者不足による遊休農地の増加や農地法等法令に対する認識の低さが違反転用の一因となっている。 また、違反転用は是正指導を行うものの、復元に多額の費用が発生することも多いため、違反状況が長期化し是正が困難となっている。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
10.3ha	0.0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農業委員および農地利用最適化推進委員が随時、農地パトロールを実施して、早期発見・未然防止に努める。 新たな違反転用者には、文書指導や口頭指導等の原状回復に向けた指導を行う。また、既存の違反転用者には文書及び口頭指導を継続して行うとともに、県・鳥取市農政企画課などの関係機関と連携して違反転用の解消を強力に推進する。 農業委員会だより、市ホームページ等を活用して周知する。
活動実績	農業委員・推進委員が随時、農地パトロールを実施して、早期発見・未然防止に努めた。 農業委員会だより、市ホームページ、CATV等を活用して違反転用防止に対する啓発活動を行うとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員が戸別訪問を行い違反転用者に対して是正を求めた。
活動に対する評価	違反転用者には関係機関と情報共有を図るとともに、違反対象者には法令の遵守を求めるとともに是正指導を行い違反転用地の解消に努める必要がある。 また、農業委員会だよりやホームページでの啓発活動や農業委員及び農地利用最適化推進委員の農地パトロールなどにより新たな違反転用を防止することが必要である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 60件、うち許可 54件及び不許可 6件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	現地調査、関係機関への聞き取りを実施。また、チェックシートを活用し調査漏れがないかを確認している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	チェックシートに従って判断根拠を明確にしている。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	54件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	6件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページで公開している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	27日
	是正措置	—			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 65件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	現地調査、関係機関への聞き取りを実施。また、チェックシートを活用し調査漏れがないかを確認している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	チェックシートに従って判断根拠を明確にしている。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録をホームページで公開している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 50日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	40 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	40 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 787件 公表時期 令和3年3月 情報の提供方法:ホームページ、農業委員会だよりに掲載
	是正措置	—
	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,760件 取りまとめ時期 令和3年3月 情報の提供方法:事務局に備え付け
農地の権利移動等の状況把握	是正措置	—
	実施状況	整備対象農地面積 8,638ha データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ毎月更新。 公表:行っていない
		是正措置

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

<p>農地利用最適化等に関する事務</p>	<p>〈要望・意見〉 ・農地に付随した農道や水路等の経年劣化や農業用機械の大型化に伴い補修や再整備の必要な農道や水路等が多数点在している。 ・鳥獣による被害に悩まされている農家は多く、農業者の生産意欲の減退にもつながり、耕作放棄地増加の要因となっている。鳥獣被害を未然に防ぐために柵設置捕獲体制などへの被害実態に即した支援の拡充や農業者に対して農地への収穫物の投棄、放任果樹等の撤去などの啓発活動を行う。</p> <p>〈対処内容〉 ・「令和2年度 農地利用最適化推進施策の改善についての意見書」への反映を行った。</p>
<p>農地法等によりその権限に属された事務</p>	<p>〈要望・意見〉 ・鳥獣被害に悩まされている農家は多く、農業者の生産意欲の減退にもつながり、耕作放棄地増加の要因となっている。鳥獣被害を未然に防ぐために柵設置捕獲体制などへの被害実態に即した支援の拡充や農業者に対しての農地への収穫物の投棄、放任果樹等の撤去などの啓発活動を行う。</p> <p>〈対処内容〉 ・「令和2年度 農地利用最適化推進施策の改善についての意見書」への反映を行った。</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 1 件

<p>提出先及び提出した意見の概要</p>	<p>提出先:市 概要:1新規参入の促進について 2担い手の農地利用の集積・集約化について 3遊休農地の発生防止・解消について</p>
-----------------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している